

産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、産業用ロボットに係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

労働安全衛生規則第 36 条第 31 号【教示等の作業に関する特別教育】

- ◆教示等作業、教示等作業者と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び教示作業後に行う動作確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務

労働安全衛生規則第36条第32号【検査等の作業に関する特別教育】

- ◆産業用ロボットの検査等は運転を停止して行うのが原則ですが、運転中にその可動範囲内において検査等の作業を行う必要がある場合は、検査等の作業、検査等の作業者と連絡をとりながら可動範囲外で操作スイッチを操作する者及び検査等作業後に行う結果確認を行う者(可動範囲内確認者及び外での操作者)の業務
- ◆産業用ロボットの掃除および給油の業務については、産業用ロボットに限らず、機械一般に共通することであり、これらの業務は、その内容からみて、雇い入れ時または作業内容変更時に義務づけられた安全衛生教育(規則第35条)で安全を確保するための教育上の要件は十分周知されていると考えられるので、掃除と給油の作業について、特別教育は必要としないとしています。



申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認下さい。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

教示等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び教示等の作業の方法2時間以上実技教育を実施している事及び検査等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び検査等の作業の方法3時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
産業用ロボットに関する知識	4時間	産業用ロボットの検査等の作業に関する基礎知識	4時間
産業用ロボットの教示等の作業に関する基礎知識	4時間	関係法令	1時間
(合計 13時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	19,800	1,980	21,780
会員	13,200		15,180

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)

産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育受講申込書

コピーしてご使用下さい

※印欄以外の太枠部分は全てご記入下さい。

※修了証番号		※受付番号	松・新・四 今・八・宇	
受講日時	一日目：令和 2年 9月 3日（木） 8時30分～18時00分 二日目：令和 2年 9月 4日（金） 8時30分～15時15分		場所	愛媛労働基準協会研修室
フリガナ			生年月日	昭和 年 月 日 平成
受講者氏名				
現住所	〒 - 都道 市郡 府県 区 個人連絡先 () -			
受講資格 (実技教育)	教示等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び教示等の作業の方法2時間以上実技教育を実施している事と検査等の業務について、産業用ロボットの操作の方法1時間以上及び検査等の作業の方法3時間以上実技教育を実施している事(教示と検査を合わせて講習する為、両方の実技教育を実施している事が必要です)			
事業主等の 証明欄	上記受講者は記載された実技教育を実施していることを証明します。 〒 - 年 月 日 所在地 事業場名 代表者名 (印) 連絡先 電話 () - , Fax () -			
会員の有無	<input type="checkbox"/> 会員 ・ <input type="checkbox"/> 一般		テキスト購入	<input type="checkbox"/> 購入 ・ <input type="checkbox"/> 不要(持参する)

◆個人情報の取り扱い:この受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し、受講者の同意なく目的外に利用することはありません。
切り取り線

産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育受講票			
※受講番号		※受付番号	松・新・四 今・八・宇
受講者氏名			
受講年月日	令和 2年 9月 3日（木） 8時30分～18時00分 4日（金） 8時30分～15時15分		
受講会場	愛媛労働基準協会研修室 (住所:松山市南江戸1丁目13-21)		
※講習内容	産業用ロボットに関する知識		
	産業用ロボットの教示等の作業に関する基礎知識		
	産業用ロボットの検査等の作業に関する基礎知識		
	関係法令		
テキスト	<input type="checkbox"/> 当日交付 ・ <input type="checkbox"/> 受講者持参		
講習会場 駐車場の有無	<input type="checkbox"/> 有() ・ <input type="checkbox"/> 無		

【連絡事項】

- ・本受講票は当日受付に提示し、受講中は机上に置いて下さい。
- ・開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付出来ませんのでご注意下さい。
- ・筆記用具をご持参下さい。

領収証

殿

¥ _____ :

産業用ロボットの教示・検査等の業務特別教育受講料及びテキスト代金

上記金額を領収致しました。

年 月 日

(公社)愛媛労働基準協会 _____ 支部